

会議名称		平成14年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成15年2月14日(金) 14時～17時30分	
場所		杉並区役所 職員能力開発センター5階 会議室	
出席者	委員	江藤会長 小井委員 佐藤委員 高橋(一)委員 高橋(博)委員 長津委員 野辺委員 花柳委員 平田委員 古谷委員 佐々木委員 鈴木委員 富本委員 西村委員 樋口委員 青山委員 小幡委員	
	実施機関	企画課日下部企画調整担当係長 高職員課長 小澄区政相談課長 森産業振興副参事 宮本経済勤労課産業振興担当主査 木下国民年金課長 土屋障害者施策課長 柿本障害者施設課長 井山高齢者在宅サービス課長 手島介護保険課長 今井保育課主任主事 増井児童課長 関谷児童青少年 センター所長 浅川健康推進課長 山川保健予防課長 穴戸土木管理課長 中島維持課長 渡辺交通対策課長 加藤環境課計画係長 佐野学校運営課長 森学務課長 杉田中央図書館次長	
	事務局	納富区長室長 小林行政管理担当部長 [IT推進課] 玉山課長 [情報システム課] 中村課長 藤本管理担当係長 静主査 小林開発担当係長 片山開発担当係長 丸山開発担当係長 [総務課] 牧島副参事 山本情報公開係長 増田主事	
傍聴者		なし	
配付資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 平成14年度第5回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問 平成14年度第5回情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問関係資料 	
次第	1 平成14年度第4回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
	平成15年度中央電子計算組織運営について		報告 27
	住民投票の請求手続きに関する業務登録について		報告 28
	人事給与システムに記録する個人情報項目について		諮問 46
	職員人事給与に関する業務の外部委託について		諮問 47
	区民意向の把握業務に記録する個人情報項目について		諮問 48
区民意向の把握業務の登録の修正について		報告 29	

電子計算機室等監視カメラシステムに関する業務の登録について	報告 30
中央電子計算組織に係るシステム運用等の外部委託について	諮問 49
アニメ関連資料・機材の収集・保管・展示業務の登録について	報告 31
アニメ関連資料・機材の収集・保管・展示業務の外部委託について	諮問 50
創業者支援事業に関する業務の登録について	諮問 32
国民年システムに記録する個人情報項目について	諮問 51
国民年金保険料免除申請情報の入力業務の外部委託について	諮問 52
施設利用・障害者福祉会館通所訓練・身体障害者福祉・知的障害者福祉・児童相談の各業務登録の修正の報告	報告 33
身体障害者福祉・知的障害者福祉に関する業務の外部委託について	諮問 53
区立知的障害者通所授産施設・通所更生施設利用に関する業務の外部委託について	諮問 54
杉並区立ひまわり作業所運營業務の外部委託について	諮問 55
老人福祉システムに記録する個人情報項目について	諮問 56
医療費支給額収納・返還金事務処理システムに記録する個人情報項目について	諮問 57
医療費支給額収納・返還金事務処理	報告 34
高齢者緊急一時保護事業の業務登録について	報告 35
高齢者緊急一時保護事業の外部委託について	諮問 58
自立支援システムに記録する個人情報項目について	諮問 59
介護保険資格管理業務・要介護認定業務の外部委託について	諮問 60
保育システムに記録する個人情報項目について	諮問 61
乳幼児医療費助成業務の外部委託について	諮問 62
ボランティア登録システムに記録する個人情報項目について	諮問 63
区民健康診査・がん検診・予防接種に関する業務の外部委託について	諮問 64
境界確定等の管理・検索システムに記録する個人情報項目について	諮問 65
道路及び水路境界確定等の管理業務の外部委託について	諮問 66
路外駐車場設置に関する管理業務の業務登録について	報告 36
道路附属物の地図管理システムに記録する個人情報項目について	諮問 67
省エネナビ貸出事業の業務登録について	報告 37
学級編成システムに記録する個人情報項目について	諮問 68
学習到達度把握システムに記録する個人情報項目について	諮問 69
済美養護学校就学奨励費事務処理システムに記録する個人情報項目について	諮問 70
ふれあい図書室運營業務の外部委託について	諮問 71

内 容	1 平成14年度第4回会議録の確定	
	2 諮問・報告事項	
	平成15年度中央電子計算組織運営について	了 承
	住民投票の請求手続きに関する業務登録について	了 承
	人事給与システムに記録する個人情報項目について	答 申
	職員人事給与に関する業務の外部委託について	答 申
	区民意向の把握業務に記録する個人情報項目について	答 申
	区民意向の把握業務の登録の修正について	了 承
	電子計算機室等監視カメラシステムに関する業務の登録について	了 承
	中央電子計算組織に係るシステム運用等の外部委託について	答 申
	アニメ関連資料・機材の収集・保管・展示業務の登録について	了 承
	アニメ関連資料・機材の収集・保管・展示業務の外部委託について	答 申
	創業者支援事業に関する業務の登録について	答 申
	国民年金システムに記録する個人情報項目について	答 申
	国民年金保険料免除申請情報の入力業務の外部委託について	答 申
	施設利用・障害者福祉会館通所訓練・身体障害者福祉・知的障害者福祉・児童相談の各業務登録の修正の報告	了 承
	身体障害者福祉・知的障害者福祉に関する業務の外部委託について	答 申
	区立知的障害者通所授産施設・通所更生施設利用に関する業務の外部委託について	答 申
	杉並区立ひまわり作業所運営業務の外部委託について	了 承
	老人福祉システムに記録する個人情報項目について	答 申
	医療費支給額収納・返還金事務処理システムに記録する個人情報項目について	答 申
	高齢者緊急一時保護事業の業務登録について	了 承
	高齢者緊急一時保護事業の外部委託について	答 申
	自立支援システムに記録する個人情報項目について	答 申
	介護保険資格管理業務・要介護認定業務の外部委託について	答 申
	保育システムに記録する個人情報項目について	答 申
	乳幼児医療費助成業務の外部委託について	答 申
	ボランティア登録システムに記録する個人情報項目について	答 申
	区民健康診査・がん検診・予防接種に関する業務の外部委託について	答 申
	境界確定等の管理・検索システムに記録する個人情報項目について	答 申
道路及び水路境界確定等の管理業務の外部委託について	答 申	
路外駐車場設置に関する管理業務の業務登録について	了 承	

	道路附属物の地図管理システムに記録する個人情報項目について	答 申
	省エネナビ貸出事業の業務登録について	了 承
	学級編成システムに記録する個人情報項目について	答 申
	学習到達度把握システムに記録する個人情報項目について	答 申
	済美養護学校就学奨励費事務処理システムに記録する個人情報項目について	答 申
	ふれあい図書室運營業務の外部委託について	答 申

開 会	
会 長	開会のあいさつ
区 長 室 長	欠席委員の紹介
議事録の確認	
会 長	最初に平成14年度第4回の会議録の確定をします。訂正・ご意見があれば挙手を願います。
会 長	何もございませんでしたようですので、確定ということにいたします。諮問事項の審議に入りたいと思います。
区 長 室 長	諮問事項の朗読
会長に諮問書の提出	
諮問事項説明	
報告第27号	
会 長	初めに、報告第27号を事務局から説明をお願いいたします。
情報システム 課長	報告第27号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございますか。
委 員	3頁の19番目の項目で、いちばん右側に身体障害者手帳交付状況台帳と書いてありますが、その下の精神薄弱者名簿あるいは精神薄弱者の実態集計と書いてありますが、これは知的障害者という形で直し済みなのか、字の間違いなのかを確認したいのですが。
情報システム 課長	申し訳ございません。これはご指摘のとおりで文字の間違いです。
会 長	他にありますか。なければ報告27号を受けたことにいたします。
報告第28号・諮問第46号・第47号	
会 長	関連している報告28号と諮問46号と諮問47号について、事務局から一括して説明をお願いいたします。
区長室副参事	報告第28号について説明
情報システム 課長	諮問第46号について説明
区長室副参事	諮問第47号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございますか。
委 員	報告第28号で、本人同意以外とはどういうことですか。
区政相談課長	請求者資格名簿を作成する際に、日本国籍の方と外国籍の方がいらっしゃいまして、日本国籍の方については住民基本台帳情報を利用できますので、本人同意を取らずに確認をさせていただくものです。
会 長	ほかにご質問がなければ、諮問第46号と第47号は決定、報告第28号は報告を受けたこととします。
諮問第48号・報告第29号	
情報システム 課長	諮問第48号について説明
区長室副参事	報告第29号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問等がございますか。

委 員	説明によりますと、主に在勤・在学者を対象としているようですが、区民であれば勤務先、学校等は入力しないのでしょうか。
区政相談課	今回は、対象を広げるため、区民でない方が区内の学校、企業に通う場合に新たに個人情報を収集するもので、従来からの区民の方は必要ありません。
委 員	大変いいことだと思います。区の行政に対するいろいろな意見というものは、システムとして議会があって、それぞれの項目に基づいて審議会があって、それぞれの立場で責任を持った発言をして記録されているわけです。問題はインターネットを通じて公募のような形で意見を取った場合、その意見の量と中身の重さをどの部分に入れるかということです。 難しいのは、場合によっては立场上記録をされたとしても、意見になった場合に量などによって、行政の拾い方によってはブランクのように揺れ動くおそれがあると思うのです。ですから、その意見の重さをどの時点において、行政に生かしていくのが問題と思いますが、それについてはどうでしょうか。
区政相談課長	それはこの意見提出手続きという制度を通じて寄せられたご意見を、どのようにとらえるか、判断するか、施策に生かしていくかという政策判断の問題になるかと思います。それについては、ケースバイケースになるかと考えています。
委 員	広く得られた一般区民の意見をどこで秤に掛けて、どこで淘汰して、どこでやるかということが明確化されていないといけない。様々な意見の精査をどの部分がやるのかということです。民主的で大変結構なのですが、結果としては大変な問題となってくるかと思いますが、いかがでしょうか。
区長室副参事	この仕組みは自治基本条例の28条で新たに今回設けられる仕組みで、5月からの施行に向けて現在準備を進めています。基本的な事務の流れは、区の重要な計画や施策については、案の段階で皆さんにお知らせをしているご意見をいただき、それを区として受け止め、修正すべきところは修正するという形で、区の家を決定します。 また、いただいた意見については、こういう形で区として受け止めて直しましたということで、区民の皆様へ検討の結果をお返しするところがこの制度の特徴です。
委 員	問題は積極的に声なき声を出してくださる方のほうが、どうしても意見が強くなっていくのです。ほとんどの人が声なき声になっているわけです。区の行政の判断の材料としてその辺のバランスをどう斟酌するかが難しい。
区長室副参事	いろいろな形で区民の皆さんのご意見を頂戴できる機会を確保していきたいと考えてこれまでやってきましたが、さらに新たに、区と区民の意見交換のツールができて、より一層充実するものと思っております。
会 長	他にありますか。
委 員	在勤、在学ということですが、その内容に変更があった場合はどのように確認するのでしょうか。また、実際に杉並区とは関係なくて別の区の方が発言する場合というのは、調べる方法はあるのでしょうか。
区政相談課長	まず後段ですが、実際の通学先を、その都度確認調査することは想定していませんので、実態は把握できないことになると考えます。 前段ですが、卒業などした場合ですが、現在の区民意向の把握のシステムそのものの全体が登録期間は2年となっています。

会 長	他にありますか。ございませんようですので、諮問 48 号は決定、報告 29 号は受けたことにいたします。
報告第 30 号・諮問第 49 号	
会 長	次の報告 30 号と諮問 49 号についてお願いいたします。
区長室副参事	報告 30 号と諮問 49 号について説明
情報システム課長	諮問 49 号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問等はございますか。
委 員	セキュリティ問題は大事なことなのですが、問題は、情報システム課の中で、それに関わる専門家をどれだけ養成していくか。ほとんどシステムそのものが外部委託ということで、ある意味では丸投げという言い方をしてもいいと思います。そういう情報の中で、どこがポイントだということをチェックできる人材をどれだけ養成していくか。これは情報システムとして基本的な問題だと思っているのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。
情報システム課長	委託をするのはあくまでもシステムの運用ですとか開発の部分です。システムの運用ですとか開発の元になるシステムの企画ですとか情報化の計画などは、もちろん行政側がきちんと担当する。役割として責任を果たしていく形になりますので、業者に全て丸投げをするといった委託ではありません。
委 員	人材の育成についてはどのように対応されるのでしょうか。
情報システム課長	業務システムをいかにシステム化していくのかに視点を置いた人材の育成を、これから課内、あるいは所管課も交えてやっていく。そして、民間の技術を使って実践をし、それをまた行政側が検証していく。こういったサイクルでこれからシステム開発に関しては試みていく形になるうかと思えます。
委 員	損害賠償等というのが資料の中に書いてあるのですが、損害賠償とか委託業務契約とかいうのは、具体的には何か、説明していただきたいのですが。
情報システム課長	損害賠償というのは委託業務契約の中に盛りこみますが、基本的には委託業者の責に帰すべき損害が生じた場合、その責任の所在を具体的に契約の中で明らかにしていくものです。
委 員	杉並区と区民の間の責任所在についてはどうなっているのですか。
情報システム課長	区民との責任所在につきましては、行政側がもちろん責任を負っていく形になります。そのような不測の事態が生じないような手続きを、個人情報保護とかセキュリティ対策の中で二重三重に施していく形になるうかと思えます。
委 員	委託事業責任者と業務従事者との間で「守秘義務契約の締結」を入れるということですが、給食の委託の例で、区の責任者などが委託の責任者には直接言えるが、実際従事している人には言えない。そういう契約になっているのは問題ではないかということでしたが、そういうことを職員が直接従事者に言うことはできないのでしょうか。これをしてはいけない、あれはしていいと直接言うのもセキュリティです。区民の側からすれば、区に就職している人が責任を持ってやってくれたほうが安心なのですが、その辺の所はいかがでしょうか。

情報システム課長	この契約自体は請負契約の形になりますので、行政側から直接委託業者に対して指示するのはやりにくい形になります。しかし、委託業者の側に、責任者あるいは副責任者を設けて、問題が生じる前に様々な課題についてこちらから指示したり、管理をしたり、必要に応じて会議を開き、定期的には是正をする。そのような手続を、契約の中で盛り込んでいく形になろうかと思えます。
委員	委託という形であっても必ず契約の中に盛り込まれるということですか。
情報システム課長	責任者とのやり取りについては、契約書、仕様書の中に規定していきたいと思えます。
委員	責任者はいつもそこに現存でいられるということですか。
情報システム課長	責任者、副責任者については原則的に常駐ということを実約の中に入れて、いつでもこちらから指示、管理ができるという形にしたいと思えます。
委員	いま伺ってれば、システムとしては大事に大事を重ねている感じなのですが、最初の企画・立案・執行の部分に蛇口はあるわけです。それが結局委託業者によって製作され、それが実際に運用されるときに、行政がもう1カ所蛇口を作ればいいのではないかと思うのです。企画・立案する所、それから業務の施行を委託する所で蛇口がありますね。それで責任を持ってもらいます。さて、それを運用する最後のボタンはやはり行政が「これでよしい。これで区民の情報が守られた。蛇口を開けます」と。そうすれば、システムとしては安全だと思うのですが、いかがですか。
情報システム課長	最後の部分の蛇口というのももちろん設定するわけです。資料の7頁で説明しましたが、業者が実際に作成したシステムあるいは個人情報の遵守状況については、内部検査をすとか、きちんと契約に基づいた成果物になっているかどうかとか、個人情報を守られているかどうか、行政側でもう一度チェックをする。いわゆる「蛇口」を設定するという形になりますが、さらにその後ろにもう一つ外部監査で蛇口を設定する。二重三重の方策を施すというのは、そういうことです。
委員	流れた情報は、間違っただけからといってかえってこないわけです。それを運用する最終の所で、本当にそれを監査できる外部機関と、それに真剣に取り組む職員の養成、それが大切なことであり、留意していただきたいのです。
会長	3カ年計画でやりますね。その過程というのは非常に大事ではないかと思うのですが、もう少しその過程を説明していただけませんか。
情報システム課長	8頁の別表1について説明
会長	これをやるためには、まず業者と契約を結びますが、この過程で契約に反する行為等々があった場合はどうされますか。
情報システム課長	例えば運用ですとか開発業務を委託しても、こちらが望む成果物が戻ってこない、また特にセキュリティに問題があった。そのときは、きちんと業者側の責任者と協議をしていくのは当然です。場合によっては契約の打ち切りも考えなければならぬと思っております。
会長	それが先ほど質問があった損害賠償等々の問題にも発展する可能性があるわけですね。

委員	<p>いろいろな業務をお願いして終わる。よく書類など保存期間というものがありますが、守秘義務の期間というのがありますか。また、それに携わった方が辞職後、何年か経って、もういいのかなと行ってうっかりなさるといった危険はないのでしょうか。</p>
情報システム課長	<p>契約中か、契約解除後かにかかわらず、守秘義務の遵守は契約に盛り込まれ、守秘義務は、ここまで守ればよいという期間はありません。</p>
委員	<p>例えばいま提起されている問題でいちばん大事なのが情報管理の安全対策指針です。それはいま作っているという説明がありましたが、私たちは、その指針がこういうものだからこれだけ膨大な個人情報、言ってみれば、いままでは介護のように限られた部分だったものが、ほとんどのものを外部委託しても安全が保たれるのだ、という説明が欲しいわけです。</p> <p>そういう考えからすると、現在作成中の安全対策指針が示されないで、ほかでもやっているし、こういうようなことでやるのでということを示されてもどうなのかなと、率直な疑問があるのです。できれば我々のほうに指針が示されて報告があるとか、実際はすでに運行しているが、こういう内容のものであるというようなことはあるのでしょうか。</p>
委員	<p>言ってみれば、情報管理に関わる陣容がリストラされていく可能性がある。外部委託、外部委託となっていくと、中身が無くなってしまふ。そういう恐れを私は想定しているのです。そうすると、行政の責任はどこへ行ってしまふのかという問題が1つあるので、その辺について説明が欲しいのです。</p> <p>区役所全体が電子区役所という方向に進んでいると、ほかの課もリストラが進行するような状況にあるわけです。そういうことになって、本当の意味でそれを運用、管理する部隊というのは脆弱になっていくのではないかということ、私は非常に危険視しているのですが、お考えはどうですか。</p>

<p>行政管理担当 部長</p>	<p>安全対策指針（セキュリティポリシー）につきましては、いま細部を詰めており、それを示した上での説明があればよかったと思っておりますが、2月の段階での設定ということもあり、その点は大変申し訳なく思っております。</p> <p>セキュリティポリシーというのはどういうものかは、8頁の「参照1」に簡単に説明されております。区が所有する情報資産、ハード、ソフトそれぞれありますが、それらを1つひとつ洗い出して、それがどの程度の価値があり、それがどういう脅威にさらされているか。また、その対策について個々に規定していきます。その基本的な指針のもと、個々の分野について対策基準を設け、さらにその下に個々の分野の詳細マニュアルを設ける。これを今年度中につくった上で委託をしていきたい。セキュリティポリシーというの、性格上全てを公にすることはできないため、その報告の方法を考えた上で、必ず報告したいと思っております。</p> <p>また、区の職員削減に伴う委託化により、そのことがコントロールできなくなるのではないかとのご質問ですが、決してそうではないのです。区は、行革を進めるなかで、本当に区が行うべきことは何かという整理をしています。</p> <p>6頁の3番「区の役割」に書きましたように、ご指摘の情報システム部門の管理・運営・企画・政策、こういう所に区の人材を投入し、そのために必要な知識は、きちんと人材育成をしながらやっていく。今までシステム設計をするために取得しなければいけない知識というのはたくさんあり、日々更新されていきますので、そういう所から少し解放し、その部門に人材を投入していくことですのでご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>委 員</p>	<p>外部の優れた技術力を活用する必要性はわかりますし、ある意味でそれは大いに活用する必要もあると思っております。ただ、8頁の年度移行の所、平成16年度の開発の所を見ると、職員の仕事は統計集計処理システムなど簡易なシステム開発を主に手がけ、それ以外は委託業者に開発作業を委託すると書いてあります。</p> <p>平成17年度を見ると、また企画立案などがありますが、平成16年度の技術提案の所は、やはり外部の人たちのほうが技術力等が大変高いので、そこから情報をもらって作るのだということがあるわけです。よく考えると、技術力や運営力や機械力が自分たちより優れている人たちがいて、そこから情報をもらったりして作るということもわかりますが、出来たものが果たしてどうなのかとか、管理の上で、区の職員側が、それはちょっとまずいのかどうか、これはこうしないといけないのではないのかとか、指摘できるのかどうか。</p> <p>7頁の委託業者の資格の要件ということで、8頁に参考の1～10がありますが、こういうものというのは、今の情報システム課ではこれはみんなあるのか、ないのか。ないのはどれなのか。持っているのはどれなのか。あるいは、区の職員として、あるいは担当の課としてはこういうものを持つことが難しいのかどうか。それと、実際に委託する従業員に資格者、情報技術の資格を持っている方、プロジェクトの管理資格を持っている方ということなのですが、こういう人たちが区の職員の中に今現在いるのか、いないのか。また、こういうことを今後どういうふうにしていくのか。その辺についても示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>

<p>情報システム 課長</p>	<p>2つ目の質問からお答えいたします。I S M S、I S Oなどと6番に認証取得に関わる資格を書いておりますが、特に(2)の情報処理技術者の資格取得者、プロジェクト等々、これを日々仕事をしながら職員が資格として取るのは大変なことだと思います。</p> <p>とはいうものの、3つ目の質問ですが、職員の中にも例えば初級のシステム・アドミニストレータとか、そういった基本的な情報処理に関わる技術というか、資格を持っている職員が何人いることは確かです。ただ、実際にそういった職員を、情報システム部の中で10年、20年と勤務させることがいいかどうか少し吟味しなくてはならない。なお、職員は事務職で入っている方もありますので、これには、また次の課題があるのではないかと考えています。</p> <p>最初の質問ですが、この平成15、16、17年度の特に開発に関わる部分ですが、確かに実際に委託業者の側の方がシステムやプログラムに関して、高度な知識を持っているのは当然の話で、そういった業者をお願いをするわけですから、それは当然です。ただ、どうしても行政側でしかできない仕事というのがあります。それは実際に役所がいま行っている業務内容や仕事のあり方自体を分析して、それをシステム化していくというのは、行政を知らなければ、やはりできないと思います。</p> <p>確かに技術は委託業者のほうが上であっても、そういった企画・立案の面に関しては、やはり職員の出番がこれからも十分にあるし、それが新しい情報システム部門としての役割になってくるものと考えています。</p>
<p>委 員</p>	<p>もう1つは守秘義務契約の締結なのですが、杉並区は全体としていろんな所で個人情報に関わって、システムがほかと比べて進んでいる、優れているということがあると思うのですが、この2番ないし3番に書かれているようなものは、既に実施されている8区というお話がありましたが、それとは別個に杉並区としてさらに付けたものというのは、何かありますか。</p>
<p>情報システム 課長</p>	<p>基本的な個人情報保護に関する業務の委託については、各区でもそういったマニュアルがあり、それに基づく契約をしていると思います。ただ、先ほど、部長もご説明しましたように、いま杉並区で作っているセキュリティ・ポリシー安全対策指針、その概要が若干出てまいりましたので、特にその内容を付け加えている点ですが、具体的に申しますと人的なセキュリティに関するものがあります。2で申しますと、とか、更には損害賠償の規定を盛り込んだ等については8区が委託契約を既に結んでいると申しましたが、杉並区に関しては特別にこういった項目を付け加えているということは言えると思います。さらには外部監査の導入、事前に内部で検査を行い、日常的な予防措置を講じるというのも言うなれば、より一層セキュリティに厳しい、杉並区ならではの対策ということが言えると思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>I S O 9001 は言ってみれば、組織全体がそういうことで教育されているかどうかという問題も、すべて認承されるわけです。この辺の問題について、行政として、これが本当に必要かどうかというのは、疑問を持つところが私はあるのですが、問題はどうか全体を教育していくか、その中でしかI S O 9001 というのは生きないです。その辺については情報システム課としての問題ではないと思いますが、区の教育そのものについてのプログラムがあるのかどうかということをお伺いしたいのです。</p>

情報システム課長	現在、セキュリティ・ポリシーを区の中でも策定中だという話をいたしました。どんなに崇高な理念のあるポリシーを作っても委員おっしゃるように、それがきちっと運用されなければならない。それにはご指摘のような教育ですとか、訓練が区の中で必要になってくると感じています。セキュリティ・ポリシー自体は3月を目途にいま策定をしていますが、これに向けての研修ですとか、訓練については、この委託の問題にかかわらず、全庁的に実施していくことになるかと思えます。
会長	他にありませんでしょうか。
委員	やはり今いちばん情報の管理運営で大事なものは、人間の役割、機械に頼る役割、それが明確化しないと、機械に情報管理をされる恐れがあると思います。確かに人間というのは優秀だと思いますが、1つの資料を何万件の中から1分間で検索するなんてことは人間には不可能なことです。それは機械にお任せすると。その人間と機械との役割、行政と機械との役割分担を明確化しておいたほうがよろしいかと思えます。
情報システム課長	おっしゃるとおり、機械に使われることなく、機械を使うのが人間です。委託の問題にかかわらず、情報システム機器を我々が使うに当たっては、委員ご指摘のことを十分に念頭に置いて、取り組んでいきたいと思えます。
委員	報告の39ですが、記録って、「入室の映像」ですね。そこに「監視カメラを設置する」となっています。収集の方法は「本人同意以外」と書いてあります。誰が入ろうと、名札を着けていようと、何していようと、全部写るわけです。そうすると、本人以外で収集ですから、監視カメラ設置済というように示してやっているのですか。
情報システム課長	監視カメラの具体的な運用基準については、これから定めてまいります。ご指摘のとおり、本人同意以外という形になるかと思えますので、どのような表示が適切かどうかは、運用基準の中で検討してまいります。
委員	入る人にわかるように表示をしてもらいたい。 先ほどから損害賠償の問題が出ています。これは流れてしまうと、区はもちろん損害を受けますし、流されたほうも損害を受けます。だから、委託業者とやるときに、両方に流してしまったら、区ならびに流されたご本人とか、第三者にも損害を与えた場合は、全部損害賠償するんだよと、それについては損害賠償の内容は金銭的なものとか、あるいは謝罪広告だとか、いろいろあるのでしょうから十分注意して、やっていただきたいと思えます。
委員	監視カメラの問題ですが、監視カメラというのは人を写すわけです。当然、顔は個人情報のわけで、肖像権の問題が出てきます。また、カメラで写すというのは、仕事の減退につながるのではないですか。仕事をする度に写真を撮られて、例えば銀行強盗しようと思って、不法行為で入ったのならいいですよ。でも、業務でその都度顔を撮られたらたまらないような気がしますが、本人と特定できる指紋照合であるとか、眼であるとか、そういうことでやったほうが職員の人は気が楽じゃないですか。

情報システム課長	<p>入退室については、バイオ・ハザード、いまは指紋、眼の虹彩も含めて検討しています。監視カメラのメリットは、実際にそこで業務を行う職員、また委託業者も含めて、その行動を確認するという意味合いがあります。例えば、情報が詰った磁気テープの管理をきちっとやっているかどうか、不必要にこのテープをむき出してないか、そういったものをセキュリティの段階ではチェックをしていくという話です。そういったものは指紋だとか、眼では駄目です。</p> <p>入退室だけであれば、ご指摘のとおりのこととも言えると思います。そういった意味での監視カメラの効用等も含めて、いま考えているところです。</p>
委員	<p>条例において本人以外の収集が認められているのは、「区民の生命等に対する危険を避けるため、緊急かつ・・・」という場合と、法令に定めがある場合と、出版等で公にされている場合などがあつたと思いますが、入退室について、押し入った場合は、「緊急かつ・・・」で、本人同意以外なんですけど、そうじゃない場合は、これは本人に同意を求めたほうがいいのではないかと思います。</p>
区長室副参事	<p>対象は記載のとおり、「情報システム課職員及び関係者」となっていますが、基本的には職員がほとんどです。また、委託の事業者も含まれますが、それ以外にはほとんど考えられませんので、職員には、今後こういう監視カメラを設置することを周知すればよろしいわけです。委託の事業者については契約にするかどうかは別にありますが、事前に話しておけば、それは同意ということともみなされますので、とりあえず本人同意として考えられるかと思いますが、今回お諮りしたのは、このような登録をしたいということでの報告です。</p>
委員	<p>条例に規定がきちんとあるので、本人同意なら本人同意としていただいたほうが、折角の条例が生きると思います。</p>
委員	<p>業者との委託契約書の中で、職員に対しては「そういうことがありますよ」と。こうしておけば、損害賠償請求するときは、どうせ事業者に言うのですから、もちろん本人が流せば、これは書いてあろうとなかろうと、不法行為ですから。そんなのは、もちろん一緒に連帯で払えというようなことになるので、だから事業者との間でそういう内容を細かく契約で規定したほうがいいと思います。</p>
情報システム課長	<p>契約、あるいは仕様書の中で考えてまいりたいと思います。</p>
会長	<p>他にご質問、ご意見等はございますか。</p>
委員	<p>いまの件で、1つだけ確認をしたいのですが、監視カメラの映像に関しては、これは報告30になっていますね。諮問でないということは、現在の区の個人情報の中に映像は入っていないからこうなっているのですね。</p>
委員	<p>あってもなくても、顔や身体映像を撮るのは、これは個人情報ですよ。</p>
委員	<p>そうであれば諮問ではないですか。</p>
委員	<p>本人以外諮問でなくてはいけないのです。注意とか何とかというのだと、個人情報を本人以外が同意するときには、緊急かつ何とかと、法令に定めると、出版何とかで既に出ている以外は、ここに諮問することとなっているのです。ちょっとそれが気になったのですね。</p>
委員	<p>世の中の全体の個人情報の規定はそのとおりだと思いますが、区のレベルで、映像を個人情報として捉えるべきかかどうかはどのように考えていますか。</p>

委 員	職員は区との間で特別権力関係に入ってしまったわけです。そういう地位にある人に対しては、区としては、そういうことはふるい落として、職員は撮られてもしょうがない、そういう特別権力関係で区の対応を考えるとなかなか難しい問題であると思います。
情報システム課長	監視カメラを設置するに当たり、当然職員に周知をすることは当然ですが、それを特別権力関係という形に論拠を置くかどうか。それから、委託業者につきましても、先ほど委員がご指摘のように、契約の中に監視カメラを利用していくということも含めて、もっていくという形になるかとは思いますが。
委 員	本人同意と書いていただければ問題がないのではないのでしょうか。
区長室副参事	今回は8条3項に基づく登録で、収集につきましては、いまおっしゃったように9条2項の「本人同意」ということです。
委 員	以後、押し入ったりとか、いろんな可能性があって、必要になれば、本人以外というので新たに諮問していただければそれでいいと思います。
区長室副参事	本人同意以外でしたら、ここで諮問しなければいけないということですので。
会 長	「本人同意」とするわけですね。
区長室副参事	はい。
会 長	いままで出た意見を参考にして、区のほうとしてはセキュリティの指針をきちんと作られると。それに基づく業者との契約等綿密に作成するのに努められるということによろしいですか。
委 員	私はこの諮問49については、賛否を保留したいと思います。もう少し、慎重を期した上ではっきりしたいと思います。
会 長	そういうご意見はあるかと思いますが、一応、保留1票ということで、諮問49については、多数で決定、報告35は受けたということにしたいと思います。次に報告31、諮問50、報告32について、一括してお願いします。
報告第31号・諮問第50号・報告第32号	
区長室副参事	報告第31号・諮問第50号・報告第32号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見・ご質問等はございますか。
委 員	アニメーションのことについては詳しくないのですが、「杉並の地場産業」というふうに書いてありますが、一体どのくらいの企業があって、どのくらいの活動をしているかということをお教えいただきたいと思います。
経済勤労課産業振興担当主査	私どもで把握している限りで、区内でアニメーション・スタジオが62あります。規模については今調査中で、細かい金額的な面については、今のところ把握しきれていない状態です。
委 員	どのくらいの人に従事しているのでしょうか。
経済勤労課産業振興担当主査	約2,000人です。
委 員	一般的にこのアニメーションがさすが杉並ならではの、要するにアピール度というのはどういうところにあるのでしょうか。
経済勤労課産業振興担当主査	世界屈指の集積地ということになっていきますので、まず集積というところが1つ大きなポイントであろうかと思えます。

委員	「事業の概要」のところに「杉並の地場産業」と書いてあったのですが、これは集積産業ではないかと、この言葉を思ったのですが。
経済労務課産業担当主査	昭和40年代から集積が始まっているということで、認知度は別にして、もう根付いているというふうに考え、地場産業という表現を使っています。
委員	とても個人情報の難しい審議の中にアニメーションという芸術文化の部門が出てきたことは、大変うれしいことだし、杉並区はこういう部門に力を入れてほしいと思います。やはり、杉並区に行くと、いいものが見られるよとか、いいものが展示してあるよ、というのが都市の魅力ですから。
委員	たしか、これから条例が出てきて、そこで審議をして、場所は杉並会館ですね。そこで条例の関わり等もあると思いますが、その辺はどうなのですか。
区民生活部副参事（産業振興担当）	杉並会館の第5展示室を利用する関係があります。第5展示室は現在、一般区民の展示室として利用されています。これを条例上、一度削除する手続がありますので、いま委員ご指摘のように、これは議会での杉並会館条例の改正手続を経ないと、実際は開館はできないという形です。
会長	確かに手順が逆ですね。
委員	まだ議会にも条例そのものが開示もされていないし、週が明けるとなると思います。時間の関係でこういうことも起きるのだろうと思いますが、できるだけそういうことが起きないようにやっていただきたいと思います。
区長室長	少し説明させていただきたいと思います。議案関係を出す前に、手順とすると、審議会で報告をしたり、あるいは諮問をしてお答えいただかないと、それから進まないというものにつきましては、どうしても議案を出すに当たりまして、その前に審議会で審議いただく、あるいは報告させていただくということになります。今回の件につきましては、こちらでそういう方向で、スタートして決まっているわけですから、審議会にお諮りしているわけです。ご指摘のような形で、今議会にこういう形でお出しします、ということは説明をすべきであったというふうに考えています。それは補足させていただきます。今議会でも杉並会館条例のうち、第5展示室をこのアニメの資料館に転用することにもないまして、使用料の規定を削除するという改正を今日の報告でご決定いただければ、条例案として正式にするということになります。
委員	創業者ですが、応募者は氏名、住所、電話ですが、何をやりたいかぐらいは聞かないと、おかしいのではないかと思います。いかがですか。
区民生活部副参事（産業振興担当）	事業実施に当たりましては、広報等で当然事業の目的、こういった創業分野のものということを明示して募集を掛けますので、そういう目的に合った方が応募してくださるということを考えています。
委員	1回目の開催は、こういう事業の人のためにやるというふうに、先にやるということですか。
区民生活部副参事（産業振興担当）	講座の目的というものを一定限、例えば、創業分野でも、情報通信の分野だとか、そういったものにある程度明示しつつ、行うということです。
会長	他にございませんようですから、諮問50は決定、報告31、32は報告を得たことにします。次に諮問51と諮問52について事務局から説明をお願いします。
諮問第51号・諮問第52号	

情報システム課長	諮問第51号について説明
区長室副参事	諮問第52号について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。なければ、諮問51号、52号は決定ということにさせていただきます。ここで10分ほど、休憩したいと思います。
[休憩]	
報告第33号・諮問第53号・諮問第54号・諮問第55号	
会長	それでは再開いたします。報告第33号、諮問第53号、第54号、第55号を一括してお願いいたします。
区長室副参事	報告第33号、諮問第53号、諮問第54号、諮問第55号について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	53、54の委託先の東京都高齢者研究・福祉振興財団はどのような所でしょうか。多分、ほかの区も同様の形で委託しているのではないかと思います。
障害者施策課長	東京都高齢者研究・福祉振興財団は以前社会・福祉振興財団ということで、都が出捐する財団法人です。現在もいわゆる措置費の支払代行、都内のいわゆる区市町村から委託を受けて実施している団体です。
会長	ほかにございますか。ございませんようでしたら報告33は受けたということにして、諮問53、諮問54、諮問55は決定ということにいたします。次に諮問56、諮問57、報告34について一括して説明をお願いします。
諮問第56号・諮問第57号・報告第34号	
情報システム課長	諮問第56号・第57号について説明
区長室副参事	報告第34号について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	21頁の諮問56、個人情報項目の46番目の「障害マスタ」というのは何でしょうか。
在宅サービス課長	これは48の他法調整分と実際に援護課から送られてくるデータの中の区分の中で、結核、精神など特別な給付割合がある中に、援護課の中に入っている分にはここについて「マル障」と言われております障害者の方の給付割合については、援護課は48とは別に分けて給付データが送られてきております。
会長	よろしいですか。ほかにございますか。ございませんようですので、諮問56、57は決定と。報告34は報告を受けたということにいたします。次に報告35、諮問58、諮問59について一括で説明をお願いします。
報告第35号・諮問第58号・諮問第59号	
区長室副参事	報告第35号・諮問第58号について説明
情報システム課長	諮問第59号について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	諮問58、これは対象者が高齢者というのは生活保護受給者でしょうか。

在宅サービス課長	生活保護受給者ではなく、具体的には高齢者の虐待ということで一時期少し引き離れたほうがよいだろうという方について、一時的に保護を行うというものです。生活保護の方もいらっしゃるケースは当然考えられます。
委員	これは予め登録しておくという方なのではないでしょうか。それとも緊急にそのようなことが発生したときに、保護した高齢者を個人情報に記録するという方法なのではないでしょうか。両方が使われるわけですか。
在宅サービス課長	後者のほうで、具体的にそういう事由が発生したときに、福祉事務所で対応して、それについての登録ということで予定しております。
委員	24、25頁に家族構成ということで書いてあるのですが、この家族という概念は、同居者なのか、別に暮らしていても世帯主も含めた家族なのかどちらでしょうか。それから電話番号ですが、いまは固定電話ではなく携帯電話を持っていらっしゃるのですが、携帯電話の番号も書くのでしょうか。緊急連絡先は記入の必要はないのかを伺いたいです。
在宅サービス課長	家族構成については、必ずしもこういう事由ですので、同居でない場合も、つまりご本人からお聞きした場合、近くである程度ご連絡が取れる方ということも想定しております。電話番号については、いまの固定電話でないものも当然想定されると考えております。
会長	ほかにございますか。なければ報告35は受けたことにいたしまして、諮問58、59は決定といたします。次に諮問60、61、62について一括して説明をお願いします。
諮問第60号・諮問第61号・諮問第62号	
区長室副参事	諮問第60号について説明
情報システム課長	諮問第61号について説明
区長室副参事	諮問第62号について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	28頁の31の項目、「朝夕保育区分」はどういうことでしょうか。
保育課主任主事	「朝夕保育」については、通常保育が8時半から17時までの扱いになっており、その朝1時間、帰り1時間半、この部分を朝夕保育という扱いをしております。
委員	諮問61の19の月別区階層、これはどういう意味でしょうか。
保育課主任主事	月別区階層というのは、保育料については毎月徴収しており、それに併せて区の階層という保育料の基準表があり、その中に各階層という扱いで所得に応じた保育料が決められております。その関係で月の区階層という言い方をしております。毎月の保育料のことを指しております。
委員	29頁、諮問62です。情報項目で保護者の住所が氏名まで書いてあるのですが、電話番号も入れておいたほうがいいのではないかと思います。必要がないのでしょうか。
区長室副参事	これは医療証の封入・封緘作業ですので、医療証に記載されている項目ということですか。
委員	この人たちに対する電話番号とかはあるわけですか。
区長室副参事	それは別に記録してあります。

会 長	他にございませんようですので諮問60、61、62は決定とさせていただきます。次に諮問第63号、第64号について一括してお願いします。
諮問第63号・第64号	
情報システム課長	諮問第63号について説明
区長室副参事	諮問第63号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委 員	30頁のボランティアの登録についてですが、「ボランティア登録者の検索、閲覧」についてどなたが検索閲覧をされるかということと、あとは登録したくないという方の扱いについて区外の方もいらっしゃると思いますが、そういう方の扱いはどのような形にするのかということです。
児童青少年センター所長	まず、検索をする主体は職員に限定されます。実際どこか特定の児童館だけを足場に、ボランティアをされている方と、他の児童館、例えばいくつかの児童館の絵本の読み聞かせのグループの方々と、他の児童館でもボランティアをしたいという方々がいます。そのようなボランティアの方々が児童館で活動をしていただくため職員が検索するので、あくまで特定の児童館という方については登録の対象から外す、センターでは管理はしますが、他の児童館で職員が閲覧することができないように網を掛けるということです。
委 員	31頁、諮問第64号の事業の概要の理由の中で、「当該プリンターの補修部品在庫停止期限が到達する」ということなのですが、いままで内部でやったのを民間の事業者に出すということで、情報の項目については問題ないと思いますが、プリンターが古くなったからという理由のようですが、だったら新しいプリンターを買ったらどうかと思うのですが。
情報システム課長	このプリンターはラインプリンターと言いまして、昔からあるプリンターです。要は漢字が打てない、いわゆるラインというからには1行1行を印刷するプリンターでして、言うなれば実際にもう製造していないのです。 新しいプリンターでしたらより新しいもの、部品の交換ができるものを入れていくのですが、所管の事情により帳票の変更が効かないということから、やむなく今回は委託という形になるということです。
委 員	よくわかりますが、多分ラインプリンターは民間でも、もう製造中止になっていますので、ここの民間事業者もいずれ部品がなくなると思うのです。ですからラインではなく通常プリンターなどに、近い将来には別の方向へ切り替えていかなければならない。たまたまこれは、つなぎとして民間にお願いをして、将来はまた別のシステムを作るという考え方でよろしいですね。
健康推進課長	プリンターの関係で、今回は切り替えざるを得ないわけですが、これは複写で受診票を印刷してしまして、ラインプリンターでないこの部分がクリアできません。委員ご指摘のように、今後は複写方式を改めたいということで、医師会ともいろいろ詰めている段階で、結論は出てこない状況ですのでご理解いただきたいと思います。

委 員	30頁の児童館のボランティアの件ですが、個人情報の保護というのは非常に大事ですが、今まで紙でやっていたものをこういったことにしていくということは、ボランティアの参加を有効にしていくという意味もあると思うのです。個別の児童館だけでやっている方は非常にクローズした感じとおっしゃっていましたが、ある意味ではいろいろな活動をしているボランティアの方たちに、児童館を超えての活動をしていただくことも、これを契機にして可能ではないかと思うのですが、ちょっと先ほどのご説明がよくわからなかったのです。
児童青少年センター所長	私どももボランティアの方々の地域の人たちの輪を広げて、児童館を足場に様々な活動を展開していただきたいという思いがあり、できるだけ今回の電算処理を契機に、他の児童館でもいろいろなところで自分たちの力を活用したいという思いに応えていくような方向で、考えていきたいと思えます。
委 員	第63号の諮問ですが、ボランティアの方ですから「登録させていただいてよろしゅうございますか」という姿勢になるわけですね。 その場合、何ゆえにAは図書、Bは絵画、工作、Cは手芸、こういう整理の仕方になっているのですか。
児童青少年センター所長	この分類は、主に他の児童館でも登録をして、積極的に関わっていききたいという方々の活動内容を記号で表記していますが、具体的な部門を入れ込んで、児童館で協力を求めたいボランティアへの協力依頼がやりやすくなるよう分類化しているところです。
委 員	活動内容は、A図書、B絵画という記号を使わなければならないのですか。
児童青少年センター所長	活動内容については、図書でも具体的に絵本の読み聞かせや、絵画工作でもその中での分類がさらに分かれきます。中心的な分類の記号ですので、もう少し具体的な協力の内容も盛り込んでいければと思っています。
委 員	図書で貢献したい、奉仕したいということであれば、図書の何々とお書きになればよろしいのではないですか。
児童青少年センター所長	これから運用の中でそのように作り上げていきたいと思えます。
委 員	ボランティア登録の閲覧や検索は職員の方ということですが、逆にボランティアの方に来てほしいという学校関係の方との関わりや、ホームページでのボランティア紹介、広報の仕方とはどのような関連性をもつのですか。
児童青少年センター所長	地域の方と一緒に子供たちの問題を考えていこうというところは、今後の課題として、単発の登録の仕組みを広げることも考えて参りたい。また、学校の人材提供の仕組みなどと、マッチさせていきたいと思えますが、取りあえずは児童館のところをある程度、きちんと固めてきたいと思っています。
委 員	学校教育分野での青少年センターの文化部門のボランティアがいちばん大事なのです。教育委員会とよくお話し合いになって、保健福祉部での児童青少年センターと、学校教育委員会での青少年センターとうまくやっていただきたい。いま学校には、いろいろな意味でのボランティアが必要なのです。力のある社会人はいっぱいいらっしゃるわけです。それを何とかあまり区分分けしないで区民のため、子供たちのためにやっていただきたいと思うのです。
会 長	他になければ諮問63号、諮問64号は決定とさせていただきます。次に諮問第65、66号、報告36号についてご説明をお願いします。
諮問第65号・第66号・報告第36号	

情報システム課長	諮問第65号について説明
区長室副参事	諮問第66号・報告36号について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	諮問第65号の情報の項目ですが、これは公開の申請をすれば全部出すのですか。
土木管理課長	これは基本的に課内で検索するのみで、来客者には公開しません。
委員	「窓口を訪れる業者区民に対し、道路の管理に関する情報を迅速、適切に提供できるように」とありますが、窓口で、境界について、この項目について全部教えてくださいと言われたときに、情報として出すのですか。
土木管理課長	基本的には出しません。
委員	窓口では何を提供するのですか。
土木部管理課長	境界の決定の経緯等について内部で検索するために記録するものです。
委員	窓口を訪れる業者に迅速に提供する、としているのはでないですか。
土木管理課長	境界確定が完結した時点で、作成された図面は窓口で提供しますが、それ以外の個人情報については図面の説明をするために必要な項目ですので、それは外には出さないということです。
区長室長	管理、検索システムと書いてあるように、業務上画面を見て窓口対応をするのに区側で使う。その情報収集をさせてくださいというわけですか。
委員	公開申請があった場合は、個人情報だから非公開になるということですか。
区長室副参事	そのとおりです。個人情報については、原則非公開です。
会長	他になければ諮問65号、諮問66号は決定、報告36号は報告を受けたということにします。次に諮問第67号、報告37号について説明をお願いします。
諮問第67号・報告37号	
情報システム課長	諮問第67号について説明
区長室副参事	報告37号について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	貸出したあとのデータを何かに利用したり、省エネをやった結果を区民に公表したりしないのですか。あと50件ということで少ないのですが、もしたくさんあった場合には抽選などをするのですか。
環境課計画係長	<p>個々人のお宅での実績データというものを私どもにご報告いただくということは考えていません。資料のとおり、家庭における省エネ行動の実践の手がかりとしてお使いいただきたいということで、今回事業化したものです。</p> <p>50件の件数については、主な目的として実際のデータ収集ではなく、家庭における実践のきっかけ作りをしていただきたいということで始めた事業ですので、取りあえずは50件で区民の方々の反応をお聞かせいただいで、その後の対応を図っていきたく考えています。</p>
委員	本来は行政側でやるべき問題ではなく、むしろ電力会社にやってもらうような事業ではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

環境課計画係長	<p>いま地球環境問題が問題化されていて、もちろん電力会社やガス事業者などの事業者の方々の努力も必要かと思いますが、区民の方々はもちろん、行政としても区民の方の日常生活の中でこういった取り組みをしていただけるかという支援は必要だと考えています。</p> <p>今回の事業についても、区民の方の自主的な取り組みのきっかけということで始めた事業ですので、ご指摘のあった事業者との協力関係等については、他の取り組み、周知などで協力して進めていきたいと考えています。</p>
会 長	他にありますか。なければ諮問第67号は決定、報告37号は報告を受けたということにいたします。次に諮問第68号、諮問第69号について説明をお願いします。
諮問第68号・諮問第69号	
情報システム課長	諮問第68号、諮問第69号について説明
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委 員	そんなにパソコンが学校に足りないのですか。私有パソコンでやるということの条件、その辺のところを伺いたいのですが。
学校運営課長	<p>学校のいまの現状ですが、学校のほうで絶対評価制度などが導入された関係でかなり数値的な処理とか、先生方の事務的な処理を行わなければならない場面が多くなってきており、学校の先生方の子どもたちに対する教育そのものというよりも、むしろ事務的な大量反復的な事務が多くなってきたことから、パソコンにより先生方の負担を少しでも減らしていくと。</p> <p>学校では、去年の7月に事務用のパソコンを1台ずつ配備させていただいていますが、先生方へのパソコン配備は行っておりませんので、その辺のところはなかなか実現できないという状況があります。</p>
委 員	諮問68ですが、学級編成名簿、緊急連絡、時間割の作成のためにパソコンを使うと。システム化の規模のところには小・中・養護学校及び幼稚園とありますが、小・中学校もこのように書いてありますけれども、表題にある養護学校以外でも、パソコンを使ってやるということ、システム化の規模のところは意味をしているのですか。
学校運営課長	そのとおりです。
委 員	そうすると諮問の概要については、小・中学校も養護学校及び幼稚園ということではなく、区内のすべての小中学校とか、そういう表現にならないといけませんと思いますが。
学校運営課長	いま考えているのは区立学校を中心としたシステムを考えております。
会 長	養護学校だけではなく、すべての小・中学校とそういうことですか。
学校運営課長	はい。
委 員	これまで子どもたちの成績の管理をパソコンで行うことについて、様々な問題が生じたり、いろいろなことがあるのでやらないということで、パソコンの導入時からずっとそういう議論をされて、そのことがずっと生きているのであると思っていますが、ここでいう「絶対評価制」と変わったので、成績の管理の問題もあるけれども、パソコンを使ってやるのだということに変わったということなののでしょうか。

学校運営課長	成績処理につきまして、絶対評価制に変わってきたという中で、先生方の事務的な比重がかなり大きくなってきています。このため、パソコンにより、その負担を減らせるのではないかと考えております。子どもの個人情報の最たるものなので、いろいろな議論の経緯があったと認識しております。ただ、今回の諮問については、ネットワークにより学校間の情報のやり取りをするようなことは全く考えておりません。パソコンを1台1台のスタンドアロンみたいな形で、先生個人々々で使っていただくと考えておりまして、ワープロ処理的な使い方に当面は限定をすると考えています。
委員	学級編成とか、なんかの事情で転校とかの場合は、いろいろやり取りがあり、ある意味ではネットワーク化の一部と言えると思うのですが、その辺はどういうふうに整理をされたのですか。
学校運営課長	基本的にはスタンドアロンで使い、必要な個人情報にわたらないような時間割の編成等に使う、また必要な情報のやり取りについてはフロッピーなどを使い、回線でつなげることはしないと考えております。
委員	各学校に事務用は1台配置したけれども、先生方のはまだという報告がありましたが、先生が個人のパソコンで仕事をされる場合は、ここにある取扱い要綱に沿った形で手続をし、持っていない人はもちろんそうではないと。
学校運営課長	はい、そのとおりです。
委員	この個人情報保護なのですけれども、子どもというのはすごい可能性を持っている者ですよね。一律に1つの枠の中にはまらないものだと思います。ですから、記録する個人情報の項目を見ると、なんかすごく事務的で機械的で面白くない項目だなと。学校教育はこれから人間のいい面を生かす分野ですから、こういう項目の並べ方はつまらない、もっと子どもの可能性を生かした分類評価にしたほうが楽しいと思います。
学校運営課長	パソコンの整備は、今後、実施計画等に沿いながら、一人一台という格好で整備をさせていただく予定です。また、子どもたちの教育については子どもたちの個性に着目して、血の通った教育をしていかなければならないというのは教育委員会として重く受け止めております。
委員	子どもの個人情報はもっともっと研究していただきたい。社会人の情報と同じにしてもらっては困ります。それでないと子どもたちは豊かにならない。それで先生の評価も人間のふれあいが感じられない。だから、子どもの個人情報と社会人の個人情報は分類して考えていただきたいと思います。
学校運営課長	今回諮問させていただいているこの件については、限られた機材を使って学校の運営を一部ではサポートをさせていただくという形で考えております。将来的にはかなり学校の運営の枢要的な部分をパソコンで処理をしていくと考えておりますが、現在のところはあくまでも限られた資源を使い、学校の運営をサポートさせていただく。メインはあくまでも血の通った、人間同士の先生方と子どもたちとの日頃の教育活動がメインであると考えておりますので、その辺のところ委員のおっしゃった血の通った教育、子どもの個性に着目した教育を充実をさせていきたいと考えております。
委員	実際にご覧になる方というのは先生方だけではなく、教育委員の方たちもこれを見ることができるのか。インターネットをつながれている学校もあると思うのですが、つなげて情報が漏れる可能性があると思うのですが、そういった配慮というのはどのようにされているのでしょうか。

学校運営課長	まずご質問の第1点目ですが、これは基本的には先生方個人々での使用を考えており、教育委員が中身を見ることは基本的には考えていません。インターネットの関係は、いま学校のほうでは学習用のコンピュータとして1クラスの半分ぐらいの台数があり、それを学習用としてインターネットにつなげていますが、今回のシステムについてはインターネットにはつなげないものです。
委員	私有パソコンでいろいろ持っていらっしゃるのをもう一度ここで確認をして、それでやってはいけないこと、やっていいことというのをもう一度登録をしてもらうと考えたほうがいいのですか。
学校運営課長	そのとおりです。
委員	個人情報が出ないと同時に、先生という立場は管理者の立場になりますから、十分教師としての立場で配慮されるよう重々ご指導願いたいと思います。
会長	では、諮問68、69は決定ということにさせていただきます。次に諮問70、71についてお願いいたします。
諮問第70号・諮問第71号	
情報システム課長	諮問70について説明
区長室副参事	諮問71について説明
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	諮問71ですが、ボランティア団体とはどういう団体か、また図書館は貸出しとか返却のときにコンピュータでなさっていますが、そういうシステムになるのか、それともカード化して、後で本館のほうに持って行かれるのか。
中央図書館次長	ボランティア団体ですが、現在図書館でコミュニティカレッジを開催しており、その中でボランティアの育成の講座をしています。その方々にお声を掛けて団体を組織していただき、一緒にやっていこうと考えています。 また、貸出しは、ふれあい図書室にポータブル端末を持っていき、そこで入力をして、その情報だけを図書館のほうに持って帰り、ポストコンピュータに入力する形を現在おこなってますが、現在と同様のやり方を考えています。
委員	図書館員の方がやっていらっしゃるわけですが、図書館協議会というのがありますよね。そこでも確認されて承認されていることなのですか。
中央図書館次長	図書館協議会は、今度3月に予定されておりますので、そのときにこのお話はご報告をして、ご意見をいただきたいと考えています。
委員	緊急に差し迫った問題ではありませんので、図書館協議会のほうに諮られて、しかるべき処置をとられて、こちらのほうに持ってこられても遅くはない問題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
中央図書館次長	今年度の4月以降を予定しています。図書館協議会は年間5回ぐらいやっていますが、1月の時点では諮れる状況ではなかったことから、3月にお諮りをしてご意見をいただきたいと考えています。

委員	お話だとコミュニティカレッジでボランティアを養成してからその方たちにお願いをすると、できるかできないか、どの辺まで見込むかが不明というか、私はよく図書館を使いますので、図書館にもっと専門司書の方がいてほしいと思っておりますし、ポータブルの端末を使ったりということもあるということなので、やっぱりもう少し時間をかけて諮っていただければと思います。大きな方針転換も含めての図書館のあり方ですから、私たちよりは図書館協議会で貸出しに伴う業務のことや、プライバシーのこと、そこをきちんと考えて結論が出てから、諮問されてから私たちは受けたいと思っています。
中央図書館次長	わかりました
委員	政策の内容ではなく、個人情報扱いがいいかどうかという内容ですので、ここでの議論の後に、図書館協議会に諮っても差し支えないと思います。
委員	図書館協議会からは、こちらで決まったことなのだという説明を受けるとものを言えなくなってしまうという委員のお話もありますので、その辺は重々お気を付けていただきたいと思います。
中央図書館次長	3月に図書館協議会が予定されていますので、十分説明をして、ご意見を伺った上で進めたいと考えております。
会長	私も大学の図書館館長の経験がありますが、手順が前後するというのがある。協議会が5回しかない、とありましたが、確かに図書館業務は非常に事務的に考えられて、回数も少なくこういう形になってしまう。もっと回数を多く開いたほうがよいと思います。図書館って結構金は使うし、非常に大事なんです。図書館を、区はどの程度評価しているかわかりませんが、大学ですら現状はそうなのです。研究室の本は大事にするが、図書館の本は大事にしない。どうも図書に対する発想が日本人はあまり文化的ではないのかなと思います。手順としては協議会できちんと議論して、それとボランティアでやるというのはちょっと心配です。その点もきちんとやっていただきたいと思います。
中央図書館次長	先ほどコミュニティカレッジのボランティアの養成もという答弁いただきましたが、図書館のほうにIT講習で入っているNPOがあり、そこにも声を掛けてやっていきたいと考えております。
会長	その辺きちんとやっていただいたほうが利用する区民にとっては非常にいいと思います。それでは、ほかにご意見ありますでしょうか。なければ諮問70、71決定とさせていただきます。一応これで全部決定となりましたので、答申書を作成していただきたいと思います。
[答申書配布]	
会長	では、席上にただいま配付された答申書でよろしければ、これで区長の方へ答申いたしたいと思いますが、よろしいですか。
[了承]	
会長	それでは承認いただきましたので、事務局のほうから区長のほうへ送付をお願いしたいと思います。 それでは、審議会はこれで終了としますが、事務局から何かありますか。

区長室副参事	<p>長時間のご審議ありがとうございました。私から任期についてお話をさせていただきます。委員の皆様の任期については、ご承知のとおり条例で2年と規定されており、現在の皆様は平成13年度からお願いをしています。途中交替された方もありますが、その方の任期は前任者の残任期ということで、いずれにしても委嘱から2年が経ち、平成15年度については委員の改選時期に当たります。任期は5月の末までということですので、改選については改めて関係団体のほうに推薦をお願いするということになるかと存じます。その節は是非ご協力をお願い申し上げたいと存じます。</p>
区長室長	<p>今期の審議会は本日をもって終了になります。この2年、情報とか、あるいはセキュリティとか、大きな節目に差し掛かっているということを強く感じております。2年前、最初にプライバシー条例をどう作っていくかなど、いろいろ議論をいただきました。これから日進月歩でセキュリティ対策等も進んでいくと思いますが、改めてこの2年のお礼を申し上げ、また今後の杉並区の情報管理の一層の進展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
会 長	<p>会長として不手際な議事運営で多々ご迷惑をかけたと思っておりますけれども、2年間ありがとうございました。それでは、本日はこれで終了いたします。</p>